

## 誓約書及び同意書

京都市子育て世帯既存住宅取得応援金交付要綱第8条の規定による交付申請に当たり、以下の事項について誓約し、確認・同意します。

## 【誓約事項】

内容を確認のうえ、全てチェックしてください。

- 世帯構成員全員が、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納していません。（これらの税のうち、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものを除く。）
- 世帯構成員全員が、水道料金及び下水道使用料を滞納していません。（「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予通知書」により、その支払を猶予されたものを除く。）
- 世帯構成員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者居住確保給付金を受給していません。
- 世帯構成員全員が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団員密接関係者ではありません。
- 転居後5年以上継続して交付対象住宅に居住します。なお、転居後5年未満で京都市外へ転居した場合、応援金の交付決定を取り消されたとしても異議を申しません。
- 地域活動（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する地域活動をいう。）に積極的に参加します。
- 申請書の内容を確認するため、京都市から追加の書類提出等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 制度に関するアンケートやホームページやリーフレットでの事例紹介等に協力します。

## 【同意事項】

内容を確認うえ、全てチェックしてください。

- 市税の納入状況等について京都市が確認すること。
- 申請書の内容を確認するため、京都市が住民基本台帳の確認を行うこと。
- 暴力団員等であるか否かの確認のため、京都府警察本部へ照会すること。
- 提出する書類の返還は求めないこと。

インターネットで交付申請を行う日付と同じ日付を記入してください。

令和7年●月●日

自署ではない場合、押印をしてください。

京都市長 宛

(自署の場合 押印不要)

応援金交付の申請者が記入してください。	氏名	京都 太郎	(京都)
	住 所	(〒 604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	